

## 健康福祉常任委員会委員長報告

去る12月2日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案5件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

### 記

1 審査年月日 令和7年12月5日(金)

2 場 所 委員会室2

3 出席委員 島野和夫、村田裕子、滝瀬光一、中村洋子、  
工藤日出夫、高橋 誠

4 審査結果

「議案第76号」北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第77号」北本市国民健康保険税条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第79号」公の施設の指定管理者の指定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第80号」公の施設の指定管理者の指定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第81号」公の施設の指定管理者の指定については、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

## ◎ 「議案第76号」について

(1) 「こども誰でも通園制度の利用までの流れ及び利用開始までに要する期間について」質疑したところ、「希望者には利用認定申請をしていただき、その後、中央保育所での事前面談において、子どもの状況や特性を確認します。面談の結果、安全に利用できると判断した場合には、インターネット予約システムを通じて利用日を予約いただきます。利用開始までの日数については、今後制度を本稼働させていく中で、できる限り短縮するよう進めていきます」との答弁がありました。

(2) 「利用時間を午前中のみに設定した理由について」質疑したところ、「県内で先行して事業を実施している自治体の状況を見ると、午前中の利用希望が約7割を占めています。午後の需要もあると推測されますが、全国でも始まったばかりの制度であることから、まずは需要が大きいと予測される午前中の利用からの開始としました」との答弁がありました。

(3) 「実施施設を中央保育所のみとした理由について」質疑したところ、「市内の幼稚園協会及び保育園協会からは、国の補助金や給付金の詳細が示されていない状況にあり、自施設の費用負担分が不明な中での実施は困難であるとの意見がありました。このことから、まずは公立保育所で実施し、情報提供を行うことで順次民間施設でも展開していただきたいと考えます。中央保育所以外の公立保育所についてですが、東保育所は既に一時保育や病後児保育事業を実施しているため、新たな事業の実施は困難な状況です。また、深井保育所は、施設のスペースに余裕がないことから受入れが難しいため、安全な保育環境を提供できる中央保育所での実施とした」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

## ◎ 「議案第77号」について

(1) 「条例の一部改正による変更点と税収への影響について」質疑したところ、「今回の賦課限度額の引上げは、国民健康保険税のうち、医療費分及び後期高齢者支援金分に係るもので、改正前と比べて医療費分104万円、後期高齢者支援金分202万円の計306万円の増収を見込んでいます。この変更により、賦課限度額に達している世帯は、医療費分が105世帯から2世帯減の103世帯、後期高齢者支援金分は107世帯から12世帯減の95世帯となります」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第79号」について

(1) 「生活介護事業の利用状況について」質疑したところ、「平成30年度の利用率は43.8%であり、令和元年度には56.1%へ上昇しました。その後令和2年度は47.3%、令和3年度は39.2%と続けて低下し、令和6年度の利用率は37.1%となっています。新型コロナウイルス感染症の影響により稼働率が大きく落ち込み、収束後も利用者数は回復していません」との答弁がありました。

(2) 「指定管理料の増額による生活介護事業の損益改善の見込みについて」質疑したところ、「今回の指定管理料の増額分のみでの事業黒字化は難しく、利用人数の増加を図っていく必要があります。令和6年度の生活介護利用者の延べ人数は1,789人であり、2,000人程度まで増加すれば黒字化が可能と試算しています。今後は、身体障がいの方だけでなく知的障がいの方も受入対象とし、養護学校等へ施設の周知活動を行い、若い年齢層の利用者が興味を持てるようなプログラムの工夫をして、利用者を増やす取組を進めていく予定です」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第80号」について

(1) 「北本市立ふれあいの家の施設利用状況について」質疑したところ、「定員50人に対し、令和6年度中は38人程で推移していました。収支としては黒字です。今年度も令和7年8月時点で39人の利用登録者がいるため、利用者増加の取組は行っていただいているものと考えています」との答弁がありました。

(2) 「次期指定管理期間の収支計画について」質疑したところ、「新たに提出された計画においても、利用者拡大の働きかけを継続し、利用者数は増加していく見込みとなっています。収支についても、引き続き黒字の見込みで提出されています」との答弁がありました。

(3) 「定員数について」質疑したところ、「障害福祉サービスの生活介護については、支給決定者数が増加傾向にあり、市の定めた障害福祉計画においても、利用者は増加していくとの見込みを立てています。一方で、近隣市も含め民間の障害福祉サービス事業所や生活介護事業所の整備も進んでおり、生活介護を提供する北本市立ふれあいの家、北本市総合福祉センター及び北本市立あすなろ学園においては、定員に余裕があるため、当面は不足することはないと考えています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

#### ◎「議案第81号」について

(1) 「府内検査委員会にて2年連続で指摘されていた北本市立こども図書館の人物費の赤字について」質疑したところ、「担当課である生涯学習課からも改善に努めるよう指定管理者に伝えており、様々な対応を検討していたものの、それを上回るペースで人物費が上昇し、改善には至りませんでした」との答弁がありました。

(2) 「今後の指定管理においても収支の赤字が発生する可能性があるが、その場合の対応について」質疑したところ、「現期間については、5年間の

指定管理料が全く上昇せず、同額となっていましたが、新たな提案では、人件費の上昇と物価高騰を見込み、毎年2%程度の金額上昇を反映した指定管理料となっています。また、人件費がさらに上昇した場合には、本社管理費等を予算に計上しているため、これを充当して対応するとの回答が街活性室株式会社からありました。なお、北本市立児童館の指定管理業務を担う街活性室株式会社及び北本市立こども図書館の指定管理業務を担う株式会社図書館流通センターの財務状況についても対応可能な資力があることを確認しています」との答弁がありました。

(3) 「現在の北本まちづくり共同体の構成員であるNPO法人大ローレが今回含まれていない理由及び収支への影響について」質疑したところ、「次期指定管理期間においては、同じ北本まちづくり共同事業体という名称ではあるものの、街活性室株式会社と株式会社図書館流通センターの2者構成となります。街活性室株式会社からは、NPO法人大ローレが運営に関するノウハウをこの5年間で伝え、今後は街活性室株式会社で担えると判断したため、今回は不参加としたとの回答をいただいています。なお、現在指定管理料から支払われているコンサルタント料が今後なくなることから、1年あたり約60万円の収支改善となります」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上報告いたします。

令和7年12月19日

健康福祉常任委員会

委員長 高橋 誠

北本市議会議長 保角美代様